

令和5年度 労働報酬下限額の設定について

1 工事請負契約

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第1号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約：農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

【考えられる方策】

- ① 農林水産省及び国土交通省が令和4年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の47職種については、令和5年度の新宿区労働報酬下限額を、それぞれの単価に100分の90を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。
- ② 農林水産省及び国土交通省が令和4年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、令和5年度の新宿区労働報酬下限額を、「タイル工」については「内装工」、「屋根ふき工」については「板金工」、「建具工」については「内装工」、「建築ブロック工」については「石工」の単価に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。

<①説明>

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる単価であり、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、賃金実態を正しく反映させた単価でもある。

平成28年度以降、「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」（以下「要綱」という。）又は「新宿区公契約条例」（以下「条例」という。）に基づく労働報酬下限額（要綱にあつては最低賃金水準額）を、東京都における公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額とし、労働者等における適正な労働環境を確保してきた。

労働報酬下限額（最低賃金水準額）を、100分の90を乗じて得た金額とした理由は、仮に公共工事設計労務単価をそのまま労働報酬下限額（最低賃金水準額）とした場合、受注者等が労働者等の技術や経験に応じた賃金差を設ける際、受注者等に負担がかかるおそれがあるためである。

このことを踏まえ、今年度同様、令和5年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額とするという方策が考えられる。なお、東京都における公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た金額は以下のとおりである。

（単位：円／1日当たり）

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	23,130	27	普通船員	21,780
02	普通作業員	20,070	28	潜水士	38,160
03	軽作業員	14,040	29	潜水連絡員	27,270
04	造園工	19,800	30	潜水送気員	26,550
05	法面工	25,290	31	山林砂防工	24,210
06	とび工	25,110	32	軌道工	43,560
07	石工	24,570	33	型わく工	23,940
08	ブロック工	22,770	34	大工	23,040
09	電工	24,030	35	左官	25,290
10	鉄筋工	25,290	36	配管工	21,690
11	鉄骨工	23,130	37	はつり工	23,040
12	塗装工	27,270	38	防水工	27,270
13	溶接工	28,170	39	板金工	26,190
14	運転手（特殊）	22,770	40	タイル工	25,200
15	運転手（一般）	18,990	41	サッシ工	24,030
16	潜かん工	27,990	42	屋根ふき工	26,190
17	潜かん世話役	33,210	43	内装工	25,200
18	さく岩工	28,170	44	ガラス工	23,760
19	トンネル特殊工	27,000	45	建具工	25,200
20	トンネル作業員	22,770	46	ダクト工	21,420
21	トンネル世話役	30,420	47	保温工	20,790
22	橋りょう特殊工	27,360	48	建築ブロック工	24,570
23	橋りょう塗装工	28,080	49	設備機械工	20,970
24	橋りょう世話役	32,130	50	交通誘導警備員A	14,760
25	土木一般世話役	23,850	51	交通誘導警備員B	12,780
26	高級船員	27,450			

【参考1】 条例(要綱)に基づく労働報酬下限額(最低賃金水準額)の設定状況

平成22年度～平成26年度 公共工事設計労務単価の100分の80を乗じて得た額
 平成27年度 同上 100分の85を乗じて得た額
 平成28年度～令和4年度 同上 100分の90を乗じて得た額

【参考2】 公共工事設計労務単価に対する契約業者(2,000万以上)の労務単価割合

令和4年4月から令和4年9月末まで

案件別平均	契約件数	構成比%		
105%以上	15	26.8	100%以上	42.9
100～105%未満	9	16.1		
95～100%未満	12	21.4	95%以上	64.3
90～95%未満	20	35.7		
計	56	100		

【参考】 令和3年4月から令和4年3月末まで

案件別平均	契約件数	構成比%		
105%以上	12	20.7	100%以上	37.9
100～105%未満	10	17.2		
95～100%未満	7	12.1	95%以上	50.0
90～95%未満	29	50.0		
計	58	100		

【参考3】 令和4年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況

	千代田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	杉並区	足立区	江戸川区	国分寺市	日野市	多摩市
東京都の公共工事設計労務単価に対する割合	90%	90%	85%	90%	90%	3年度の90%	90%	90%	85%	3年度の90%

<②説明>

職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」については、十分な有効標本数が確保できないことから、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない。

令和5年度の新宿区労働報酬下限額については、今年度同様、各職種の内容に近い職種と同様の単価とする。

<②具体的な金額>

1日あたり

職種	左記職種の内容に近い職種	令和5年度新宿区労働報酬下限額(案)
タイル工	内装工	25,200円
屋根ふき工	板金工	26,190円
建具工	内装工	25,200円
建築ブロック工	石工	24,570円

イ 未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下「未熟練工等」という）

【考えられる方策】

未熟練工等における令和5年度の新宿区労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”の単価に100分の70を乗じて得た額とする。

<説明>

公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において対象外として取り扱われる見習い・手元等は、各種の専門の職人の補助的作業・手伝いを行う作業者となり、東京都における公共工事設計労務単価における職種においては“軽作業員”に近い業務内容となる。このため、見習い・手元等の労働者における令和5年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”をベースに、今年度同様、100分の70を乗じて得た金額とする方策が考えられる。

<①具体的な金額>

1日あたり

	労働報酬下限額（案）
受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者	10,920円

【参考】令和4年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況

目黒区	世田谷区	渋谷区	杉並区	足立区	江戸川区	多摩市
東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	職員給与条例に定められた額を勘案（1時間あたり1,127円）	日給1万200円を確保できるような額を設定（1時間あたり1,275円）	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	業務委託等の労働報酬下限額とのバランスを考慮し、総合的に決定（1時間あたり1,103円）

※千代田区、国分寺市、日野市については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号口に掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

当該各号に定める額

その他の事情

両方を勘案して定める

※どちらか一方を基準とするものではありません。

【考えられる方策】

- ① 業務委託契約及び協定（神奈川県足柄下郡箱根町にある「新宿区立中強羅区民保養所」、山梨県北杜市にある「新宿区立区民健康村」及び長野県北佐久郡立科町にある「新宿区立女神湖高原学園」における協定（以下「郊外施設の協定」という。）を除く。）における令和5年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり1,202円とする。
- ② 郊外施設の協定における令和5年度の新宿区労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額を基準とする。令和5年10月の最低賃金額の引上げを見込み、令和4年10月の地域別最低賃金額の増額分と同額を加えた金額とする。

- ・新宿区立中強羅区民保養所（神奈川県）は、1,102円（+62円）
 - ・新宿区立区民健康村（山梨県）は、930円（+64円）
 - ・新宿区立女神湖高原学園（長野県）は、939円（+62円）
- () 内は前年度との比較

<①説明>

【計算式】

(月額 147,500 円(特別区人事委員会勧告(行一)と同様に 5,000 円 UP) + 地域手当) × 12 月

1767.0 (38 時間 45 分 × 52 週 - 7 時間 45 分 × (17 + 15 日) (休日等))

= 212 万 4,000 円 / 1767.0 = 1,202.0373 …

1 時間あたり 1,202 円

新宿区労働報酬下限額は当該業務に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額である。業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定にあたり、区職員の技能系高卒程度の初任給である行政職(二)1級19号給をベースにする。なお、現時点では特別区人事委員会勧告に基づく行政職(二)の引き上げ額が確定していないため、行政職(一)と同額の引き上げ額(5,000円)と想定し、労働報酬下限額を算出する。

昨年度の労働報酬等審議会でも指摘があったように、有給休暇取得日数を考慮して労働報酬下限額を算出する考え方がある。有給休暇取得日数については、令和3年度における新宿区職員の有給休暇平均取得日数である15日を算入することが妥当と考えられる。

以上を踏まえ算出した令和5年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度より122円高い1,202円とする方策がある。

ただし、行政職(二)の引き上げ額が5,000円を上回る場合は、当該引き上げ額を反映して算出すべきものと考えられる。

<①具体的な金額>

令和5年度の新宿区労働報酬下限額(案) ⇒ 1,202円

【参考1】要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移(新宿区) <各年4月に変更>

設定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)
時間単価 (1時間あたり)	1,020円	1,050円	1,050円	1,080円	1,202円
前年との差額	+30円	+30円	±0円	+30円	+122円

【参考2】最低賃金額の推移(東京都)＜各年10月に変更＞

発効年月	令和元年10月	令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月
最低賃金額 (1時間あたり)	1,013円	1,013円	1,041円	1,072円
前年との差額	+28円	±0円	+28円	+31円

【参考3】令和4年人事院勧告の主な概要

- (1) 特別給(期末手当・勤勉手当)については、民間支給割合4.41月分を勘案し、支給月数を0.10月引き上げる(4.40月)。
- (2) 月例給については、民間給与との較差(△921円、△0.23%)を埋めるため、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引き上げる。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定する(平均改定率0.3%)。

【参考4】令和4年東京都人事委員会勧告の主な概要

- (1) 特別給(期末手当・勤勉手当)については、民間支給割合4.55月分を勘案し、支給割合を0.10月引き上げる(4.55月)。
- (2) 例月給については、民間給与との較差(△828円、△0.20%)を解消するため、初任給(I類Bで4,200円、II類で5,400円、III類で6,600円の引上げ)及び若年層の給料表を引き上げる(平均改定率0.2%)。

【参考5】令和4年特別区人事委員会勧告の主な概要

- (1) 特別給(期末手当・勤勉手当)については、民間支給割合4.56月分を勘案し、支給割合を0.10月引き上げる(4.55月)。
- (2) 月例給については、民間給与との較差(△896円、△0.24%)を解消するため、初任給(I類で4,500円、III類で5,000円の引上げ)及び若年層の給料月額を引き上げる。

**【参考6】都内公契約条例制定自治体の令和4年度労働報酬下限額の設定状況
別紙1参照****【参考7】令和3年度委託契約及び協定における労働報酬下限額**

区の業務委託の発注に当たっては、市場価格なども調査して、業務に必要な経費を積算している。令和3年度契約案件の労働環境確認報告書进行分析すると、労働報酬下限額の平均額は1,250円であった。

令和3年度委託契約及び協定における労働報酬下限額

1時間あたりの下限額		件数	割合		
1050円未満		2	0.6%	※郊外施設（所在地の最低賃金）	
1050円		136	38.3%		
1051円以上	1100円以下	68	19.2%		
1101円以上	1200円以下	22	6.2%		
1201円以上	1300円以下	32	9.0%		
1301円以上	1400円以下	16	4.5%		
1401円以上	1500円以下	36	10.1%		
1501円以上	1600円以下	13	3.7%		
1601円以上	1700円以下	4	1.1%		
1701円以上	1800円以下	3	0.8%		
1801円以上	1900円以下	6	1.7%		
1901円以上	2000円以下	8	2.3%		(単位：円)
2001円以上		9	2.5%		平均値
計		355	100.0%		1,250

<②説明>

区は、区民の保養施設（宿泊施設）として、次の3施設を運営しており、これらの施設は指定管理者制度を導入している。 1時間あたり

	施設名	所在地	令和5年度 労働報酬下限額 (最低賃金額)(案)
区民保養施設	中強羅区民保養所 「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄 下郡箱根町	1,102円
	区民健康村 「グリーンヒル八ヶ岳」	山梨県北杜市 長坂町	930円
区外学習施設	女神湖高原学園 「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久 郡立科町	939円

区民保養施設及び区外学習施設などの郊外施設が所在する県の令和4年の最低賃金額を基準とする考え方がある。新宿区公契約条例制定以前は、指定管理者制度の中で労働者等に最低賃金額以上の報酬を支払うといった運用をしており、労働者等の労働環境を適正に確保してきた。

以上を勘案し、郊外施設における協定の新宿区労働報酬下限額を各県の最低賃金額を基準とする方策が考えられる。さらに、令和5年10月に最低賃金額が引き上げられることを見込み、令和4年10月の最低賃金額の増額分と同額を加えた金額とする考え方がある。

【計算式】(例：中強羅区民保養所「箱根つつじ荘」)

$$1,040 \text{円 (令和3年10月最低賃金)} + 31 \text{円} + 31 \text{円} = 1,102 \text{円}$$

令和4年10月の最低賃金額
令和4年10月最低賃金額改定時の増額分